

鹿 児 島 県 公 報

平成28年6月10日（金）第3219号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定予定（森づくり推進課取扱い） 1
- 保安林の指定の解除予定の通知（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定（障害福祉課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（3件）（障害福祉課取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 4
- 県営土地改良事業に係る換地処分（農地整備課取扱い） 4
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 4

公 告

- 山川地区特定漁港漁場整備事業計画の公表（漁港漁場課取扱い） 5
- 競争入札の参加者の資格に関する公告（管財課取扱い） 5
- 一般競争入札公告（管財課取扱い） 6

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第593号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 保安林予定森林の所在場所
奄美市住用町大字見里字浜田349番
 - 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び奄美

市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第594号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
出水市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 3 解除の理由
道路用地とするため

（「次の図」は，省略し，その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び出水市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第595号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 解除予定保安林の所在場所
肝属郡肝付町富山字須崎554番1
- 2 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

鹿児島県告示第596号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により，身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

医師の氏名	従事する病院又は診療所		担当する診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
久保 洋文	久保内科	日置市伊集院町猪鹿倉96番5	内科	平成28年5月30日
東 拓一郎	県立大島病院	奄美市名瀬真名津町18番1号	脳神経外科	平成28年5月30日
上村 徳郎	上村内科クリニック	指宿市十二町503-6	内科	平成28年5月30日
飯隈 忠仁	井ノ上病院	鹿屋市王子町3980番地1	内科	平成28年5月30日
小原 俊一	公立種子島病院	熊毛郡南種子町中之上1700番地22	外科	平成28年5月30日
中西 千尋	中西医院	始良市西宮島町5番地2	内科	平成28年5月30日
渡慶次 賀博	沖永良部徳洲会病院	大島郡知名町瀬利覚小米原2208	内科	平成28年5月30日

鹿児島県告示第597号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		辞退年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
快晴薬局	薩摩川内市大小路町17番10号	平成28年 5月20日	精神通院医療

鹿児島県告示第598号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

病 院 又 は 診 療 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ひらやま脳神経外科	鹿児島市上荒田町26番19号2 F	平成28年 6月1日	精神通院医療
特別養護老人ホームフラワー ホーム診療所	霧島市溝辺町麓947番地3	平成28年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第599号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
カノン薬局	始良市加治木町本町378-1	平成28年 6月1日	精神通院医療
ミネサキ調剤薬局寿店	鹿屋市寿五丁目26番1号	平成28年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第600号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居 宅サービス事業者又は指定介 護予防サービス事業者		事 業 所		指定年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所 在 地		
合同会社アイ メディック	熊毛郡屋久島 町尾之間913 -1	訪問看護ステ ーション雲雀	熊毛郡屋久島 町尾之間913 -1	平成28年 6月1日	精神通院医療
ホームナース ほほえみ合同 会社	奄美市名瀬仲 勝630番地5 号	訪問看護ステ ーションほほ えみ	奄美市名瀬鳩 浜町311-8 コーポ花201	平成28年 6月1日	精神通院医療

			号室		
--	--	--	----	--	--

鹿児島県告示第601号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
薬局ホームケアファーマシー 西鹿児島店	鹿児島市西田二丁目22番5号	平成28年 6月1日	精神通院医療
日本調剤下竜尾薬局	鹿児島市下竜尾町1-13	平成28年 6月1日	精神通院医療
おとわ調剤薬局	鹿児島市小松原一丁目36番15号	平成28年 6月1日	精神通院医療
天保山調剤薬局	鹿児島市天保山町21番16号	平成28年 6月1日	精神通院医療
めぐみ薬局	出水市高尾野町大久保2012番地3	平成28年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第602号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により，次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事 業 所		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
医療法人クオ ラ	薩摩郡さつま 町船木2311番 地6	訪問看護・リ ハクオラ u	薩摩郡さつま 町船木2311番 地6	平成28年 6月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第603号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により，土地改良事業県営農地整備（畑地帯担い手支援型）屋仁地区の換地計画に係る換地処分を，平成28年5月17日に行った。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

始良・伊佐地域振興局告示第17号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により，次のとおり道路の位置を指定した。

平成28年6月10日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年 月日	申請者の住所及び 氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年	始良市加治木町木	始良市西餅田字羽迫1663	6.86	6.00

5月31日	田1723番地 今村一郎	番8及び字井ノ上4737番 の一部		
-------	-----------------	----------------------	--	--

公 告

山川地区特定漁港漁場整備事業計画の公表

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第1項の規定により、山川地区特定漁港漁場整備事業計画を別冊のとおり定めた。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

（「別冊」は、省略し、鹿児島県商工労働水産部漁港漁場課に備え置いて縦覧に供する。）

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成28年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について、次のとおり公告する。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 調達をする特定役務の種類

中央監視制御設備賃貸業務（中央監視制御設備の賃貸）

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする特定役務の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることがある。

(1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。

(2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。

3 入札参加資格審査の申請の方法、時期等

競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年6月10日から同年7月4日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第5条各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受けることができない。

- (5) 入札参加資格審査結果の通知
入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。
 - (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間
入札参加資格を有すると決定された日から平成29年12月31日までとする。
- 5 競争入札の公示の方法
競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

.....

一般競争入札公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、物品等の借入について、次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行う。

平成28年6月10日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 入札に付する事項
 - (1) 借入をする物品等の名称及び数量
県庁舎防災監視制御設備の賃貸借 一式
 - (2) 借入をする物品等の特質等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成29年1月24日
 - (4) 納入場所
入札説明書による。
 - (5) 借入期間
平成29年2月1日から平成35年1月31日まで
なお、契約は、地方自治法第234条の3及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の17に規定する長期継続契約に該当するものであることから、契約書に「翌年度以降において、歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除することができる」旨の条件付き解除条項を付記する。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - (1) 役務の提供等の業務に関する契約に係る競争入札参加資格審査要綱（平成14年鹿児島県告示第1481号。以下「資格審査要綱」という。）第7条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定された者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
 - (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第5条各号のいずれにも該当しない者であること。
 - (3) 納入しようとする物品の機能等証明書を平成28年7月5日午後3時までに4の(2)の場所に提出し、当該役務を提供することができることを証明した者であること。
なお、提出した機能等証明書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請の方法、時期、場所等
入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。
 - (1) 申請の方法
資格審査要綱第4条第1項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特

定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3826
ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成28年6月10日から同年7月5日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

4 入札の方法等

(1) 入札書の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出場所

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

(3) 入札書の提出方法

(2)の提出場所に持参し、又は郵便若しくは信書便により送付すること（郵便又は信書便により送付する場合は、配達を証明することができる郵便又は信書便とすること。）。

(4) 入札書の提出期限

平成28年7月20日午後5時15分（郵便又は信書便により送付する場合は、同期限までに必着のこと。）

(5) 開札の日時及び場所

ア 日時 平成28年7月21日午前10時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

(6) 入札説明書

ア 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

イ 入札説明書の交付場所及び交付期限

(イ) 交付場所 (2)に同じ。
(イ) 交付期限 平成28年7月5日午後3時

(7) 入札説明会の開催日時及び場所

ア 日時 平成28年6月23日午後2時
イ 場所 鹿児島県庁（行政庁舎1階）会議室1-A-2

5 契約条項を示す場所及び期限

4の(2)及び(6)のイの(イ)に同じ。

6 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

7 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積もる契約金額の100分の5以上の金額を、入札説明書に定める方法により、入札書の提出期限までに納付すること。ただし、入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、入札保証金の納付が免除される。

なお、入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者には、契約締結後還付する。

(2) 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の100分の10以上の金額を、入札説明書に定める方法により納付すること。ただし、契約の相手方が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、当該契約保証保険契約に係る保険証券を提出したときは、契約保証金の納付が免除される。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

8 入札の無効

次の(1)から(8)までのいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札
- (3) 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札
- (5) 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記載した入札書による入札
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- (7) 入札保証金の納付がない場合又は納入金額が過少の場合の入札
- (8) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札

9 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。

10 最低制限価格

設定しない。

11 契約書案の提出

落札者は、落札決定通知を受けた日から5日以内に、記名押印した契約書の案を提出しなければならない。

12 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称並びに問合せ先

鹿児島県出納局管財課設備管理第一係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
電話番号 099-286-3800
ファックス番号 099-286-5641

13 その他

この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

14 SUMMARY

- (1) NATURE AND QUANTITY OF THE PRODUCTS AND SERVICES TO BE HIRED:
Disaster Prevention Monitoring and Control System, 1Set
- (2) DELIVERY PERIOD:
24 January 2017
- (3) DELIVERY PLACE:
Specified in the tender explanation form
- (4) TIME LIMIT FOR TENDER:
5:15 p.m. 20 July 2016
- (5) CONTACT POINT FOR THE NOTICE:
Property Management Division
Treasury Bureau
Kagoshima Prefectural Government
10-1 Kamoikeshinmachi, Kagoshima City, Kagoshima Prefecture 890-8577 Japan
TEL 099-286-3800

FAX 099-286-5641

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第12号**

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

平成28年6月10日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表に次のように加える。

316	坂之上病院	鹿児島市光山二丁目31番76号
-----	-------	-----------------

2の表135の項を削り、同表に次のように加える。

216	養護老人ホーム国分舞鶴園	霧島市国分重久269番地3
217	サンヒルズはっぴー	鹿児島市下福元町9558番地10